

平成 29 年 12 月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月13日

江南市議会建設産業委員会会議録

平成29年12月13日〔水曜日〕午前9時30分開議

議 題

- 議案第56号 江南市水道事業経営審議会条例の制定について
- 議案第61号 江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 議案第62号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
生活産業部
都市整備部
の所管に属する歳入歳出
水道部
の所管に属する歳出
- 議案第73号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 平成29年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）
行政視察報告書について
-

出席委員（7名）

委員長	伊 神 克 寿 君	副委員長	幅 章 郎 君
委員	尾 関 健 治 君	委員	野 下 達 哉 君
委員	古 池 勝 英 君	委員	山 登 志 浩 君
委員	掛 布 ま ち 子 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

議 員 藤 岡 和 俊 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗 本 浩 一 君 議事課長 石 黒 稔 通 君
主任 梶 浦 太 志 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

生活産業部長 武 田 篤 司 君

都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長
鈴 木 慎 也 君

市民サービス課長 山 田 順 一 君

市民サービス課主幹 前 田 茂 貴 君

市民サービス課副主幹 平 野 優 子 君

市民サービス課主査 丹 羽 克 仁 君

商工観光課長 石 坂 育 己 君

農政課長 大 岩 直 文 君

農政課副主幹 岩 田 浩 和 君

農政課主査 青 山 裕 泰 君

環境課長 阿 部 一 郎 君

環境課主幹 菱 川 秀 之 君

環境課副主幹 青 山 守 君

まちづくり課長 野 田 憲 一 君

まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長

	堀 尾 道 正 君
まちづくり課主幹	小 島 健 君
まちづくり課副主幹	尾 関 高 啓 君
まちづくり課副主幹	鈴 木 勉 君
まちづくり課副主幹	小 池 浩 司 君
まちづくり課副主幹	加 藤 考 訓 君
まちづくり課主査	永 田 裕 生 君

土木課長	沢 田 富美夫 君
土木課主幹	伊 藤 達 也 君
土木課副主幹	吉 本 晴 永 君
土木課副主幹	酒 匂 智 宏 君
土木課主査	山 本 健太郎 君

建築課長	梅 本 孝 哉 君
建築課主査	源 内 隆 哲 君
建築課主査	都 築 尚 樹 君

水道部下水道課長	小 林 悟 司 君
水道部下水道課主幹	夫 馬 靖 幸 君
水道部下水道課副主幹	柴 垣 伸 道 君

水道事業水道部水道課長	高 田 昌 和 君
水道事業水道部水道課主幹	村 瀬 猛 君
水道事業水道部水道課副主幹	今 枝 寛 君
水道事業水道部水道課主査	磯 部 将 人 君

行政経営課長	村 瀬 正 臣 君
行政経営課主幹	安 達 則 行 君

行政経営課主査

山 口 尚 宏 君

○委員長 おはようございます。

ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

非常に寒いところ、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。何か聞くところによると、総務は11時で終わったようでありますので、我々は12時をめどに進行したいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

では、当局から挨拶。市長、お願いします。

○市長 おはようございます。

去る11月30日に12月定例会が開会されまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第56号 江南市水道事業経営審議会条例の制定についてを初め8議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。委員協議会は5項目ほどありますので。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、無線マイクシステムの導入に伴い、質疑、答弁の際にはマイク前面のトークボタンを押してから発言していただきますよう、お願いいたします。

委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会

は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されていますことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹及び副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外の間は退席していただいても結構です。

議案第56号 江南市水道事業経営審議会条例の制定について

○委員長 最初に、議案第56号 江南市水道事業経営審議会条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案第56号について御説明申し上げますので、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第56号 江南市水道事業経営審議会条例の制定についてでございます。はねていただきまして、22ページ、23ページには江南市水道事業経営審議会条例（案）を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 本会議でも質疑がありましたし、9月の委員協議会するときにも資料を出していただいて、そのときにも大分説明していただいたんですけども、そもそも、今、水道事業経営審議会をつくらなくてはいけない本当のというか、目的というか必要性というのとはどんなふうに考えればいいんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 議案質疑の折に部長からも答弁させていただきましたように、経営戦略を今回策定いたしますので、その審議に加わっていただきたいというのが第1目標でございます。

○掛布委員　その経営戦略と、もう一個、料金改定というのが絡まっていて、議案質疑を聞いている限りでは、主な目的が料金改定に対する案がつくっていくみたいな感じで進んでいたんですけれども、本来のというか、国から要請されている、今、この経営審議会をつくる主たる必要性というのは、経営戦略を策定していくための当面は経営審議会というふうに、そんなふうに考えればいいんですか。

○水道事業水道部水道課長　そのとおりでございます。

○掛布委員　経営戦略の中身ですけれども、要するに国がどこでどんなふうに県とか地方自治体に指示を出しているかわからないんですけれども、ネットでいろいろ調べていましたら、経営戦略に盛り込むように国が要請してきている中に、人口減少社会で施設も老朽化もしていてどんどん苦しく、特に地方の小都市ほど苦しくなってやっていけないから、水道事業をもっと広域化しなさいよとか、水道事業を官民連携で民間に移しなさいよとか、そういった内容を盛り込んで厳しく経営分析というんですか、いろんな指標を並べ立ててそれぞれの水道事業ごとの経営分析を、指標を出させられるとか、そんなような経営戦略を国はつくるように要請してきているんじゃないかと思うんですけど、そういうおそれはあるんじゃないんでしょうか。当局の思いとは別のところで、そういったのがあるのではないかなと心配するんですけど。

○水道事業水道部水道課長　国からは確かに広域的ということも盛り込まれておりますが、当市におきましては、現在では当市単独でいくという計画で、工事等の投資計画に合った財政計画をバランスよく今後運営できるものを目的に策定するというを考えております。

○掛布委員　そうすると、私が心配していたように、国がそもそも経営戦略をつくれというのが、全国一斉に水道事業の広域化とか、民営化とか、そんなようなのを動かしていこうという下心とか、言い方は悪いですけど、国の作戦の中で、今回、この経営戦略というのが出てきているということは言えるわけですね。そうすると、これまたネットで調べてみたら、この経営戦略をつくるためにコンサルタントが入ると思うんですけど、そのコンサルタントが入る経営戦略策定のための経費を国から財政措置があるというのが

ちらっと書いてあったんですけど、そこまで国のほうはしてくるんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長　確かに経営戦略の策定におきましては、国は一般会計からの出資があった場合、一般会計の2分の1まで交付税措置の対象にするというまでのものを策定しておりますが、当市におきましては単独で経営戦略を策定する予定としております。

○掛布委員　経営戦略をつくるために一般会計から水道事業会計に財政支援する自治体については、国が策定事業に対する2分の1を支援するけど、江南市は一般会計からの支援を受けずに水道事業の中でやるから、そんなことはないよという。ということは、国からいろいろ言われても、江南市単独でちゃんとやっていくような、そういった計画がつかれるというふうに思えばいいわけですか。

○水道事業水道部水道課長　策定に当たりましては江南市として策定いたしますので、そういった国からの、助言はあるにしても、指導はないものと考えております。

○掛布委員　料金改定の計画がもう一つあって、一応、前の委員協議会のときは、経営戦略をつくった平成30年度末までに集中的に、来年度で審議会を精力的にやって、来年度末までに大体案をつくってパブコメにかけるという、そんなスケジュール表を前、委員協議会でいただいたんですけども、そうするとその中というのは料金改定の計画というのは入ってこない、そういう経営戦略で、パブコメにかける段階では料金改定の内容というのは入らないんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長　経営戦略におけます、先ほど最初に答弁させていただきましたように、投資計画及びそれに対する財源計画が盛り込まれます。財源計画で収入が不足する場合がありますと、料金改定を盛り込まなければバランスがとれなくなりますので、当然、料金改定もその中に含まれるものと考えております。

○委員長　ほかに質疑は。

○山委員　経営戦略だとか、あるいは新料金、料金改定の問題云々かんぬんということじゃなくて、この審議会のあり方なんですけれども、これは地方自

治法の規定に基づいて設置をするということは本会議で東議員がお話しされていましたが、この審議会のメンバーなんですけれども、こういうところに市議会議員を入れるということが必ずしもいいのかどうかちょっと私は疑問に思うところがあるんですけど、この点について見解をお聞かせいただきたい。

○水道事業水道部水道課長　市議会議員におかれましては市民の代表ということで、この審議会にも加わっていただきたいと考えておりますので、今回、審議会の委員の中に入れさせていただきます。

○委員長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時43分　休　憩

午前9時43分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号　江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第61号　江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長　それでは、議案書の58ページをお願いいたします。

議案第61号　江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改

正についてでございます。

59ページには江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）を、はねていただきまして、60ページ、61ページには、参考としまして江南市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　わからないのでお聞きするんですけど、今回の土地改良法の一部改正等という、一部改正等の主な趣旨というか、どこがどういうふうに変ったのかというのをお聞きしたいんですけど。多分この今回の改正は、条文の規定が変わっただけか、あとは語句の平仮名を漢字にとか、そういうところだけかと思うんですけど、そもそも今回の土地改良法の一部改正の中身というのはどういうものか、教えていただきたいと思います。

○農政課長　今回の土地改良法の一部改正の内容につきましてですが、農地中間管理機構というのが2年ぐらい前にたしかできて、そこから借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備できる。普通ですと、農業者の費用負担や同意を得て基盤整備というのを土地改良事業としてやっているんですけど、それが農地中間管理機構が借り入れている農地につきましては、農業者からの申請によらず県が実施できるという改正内容と、あと土地改良事業は基本的には申請者が申請していただいて、下から上げていただいて事業をやるというのが普通なんですけど、今回はその申請要件を廃止するという内容も盛り込んでおります。主にはその2点で、あと細かいのが5点ほどあります。

○掛布委員　持ち主の申請要件を廃止という、それは借り入れに関する手続では、もちろん農地の持ち主の申請は要るわけですよね。今、申請要件廃止というふう言われた、ちょっと意味がわからなかったんですけど。

○農政課長　土地改良事業というのは、基本的に申請者、いわゆる農地の所有者の方々がこういう事業をやりたいということで、順番に下から上がってくる。普通の建設事業というのは、どっちかというとし、県、国がこういう

事業やるものだからということで下に下がっていくのが、そういう土地改良事業というならわしでございますので、申請者の申請要件、いわゆる申請人の人数の要件を廃止する、これは15人以上が必要なんですが、その15人以上の申請人の人数要件を廃止するという事です。

もう一つが、さっき言った中間管理機構というのが新たにできて、そこが借り入れている農地の基盤整備がしたいときには、今まで従来どおりですと、土地の所有者が申請して、その事業を認可していただくという形になるんですが、中間管理機構が借りている農地に関しては、農業者の同意を求めずに基盤整備事業を実施できるという、要は土地の所有者じゃなくてもいいということになっていますと。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時50分　　休　憩

午前9時50分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第62号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長　それでは、議案書の62ページをお願いいたします。

議案第62号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

63ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、64ページから67ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　ちょっとわからないのでお聞きして申しわけないんですけど、市営南野住宅の廃止に伴って、この条例の改正ということで、別表1の25と別表2の28を削除と書いてあるんですけども、旧の別表1の25、別表2の28を見ますと、別に南野住宅に限った問題ではなく、公営住宅そのものについての事務、扱う特定個人情報についてを定めてあると思うんですけども、これが南野住宅の廃止に伴ってこの部分の削除という意味がよくわからないんですけど。

○建築課長　まず、旧のほうの66ページのほうをごらんいただきたいと思うんですけども、こちら別表1の25につきましては、公営住宅で括弧してありまして公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除くと書いてございます。公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅というのは、国の補助に係る通常の公営住宅のことを言っております。これを除くということになりまして、これが南野住宅のことを指すということになるんですけども、南野住宅につきましては、国の補助を受けておらない任意の市営住宅という位置づけでございまして、公営住宅法に基づかない住宅ということで、ここで

条例で定めておるところです。

別表2の28の項につきましても、こちらは市営南野住宅のことをうたっております。従来の市営住宅につきましても、67ページの上段ですけれども、別表2の36の項、こちらのほうの公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものというのが、これが公営住宅法に基づく市営住宅のことがうたってあるということになります。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって終結いたします。暫時休憩いたします。

午前9時55分　休　憩

午前9時55分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号　江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第63号　江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長　議案書の68ページ、議案第63号　江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

69ページをお願いいたします。

江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、71ページから74ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　ちょっとお聞きしたいのは、71ページの新旧対照表の中で、旧のところに(1)とあって市営住宅云々と書いてあって、ア、イとありますよね。アのところが普通市営住宅と書いてあって説明部分があって、イのところは特別市営住宅というのがあってア以外の住宅というのがありますが、この普通市営住宅と特別市営住宅という表現がありますね。今回、この住宅が1つなくなって新のほうで市営住宅1本になっていますけど、この違いというのは何かあるのか教えてもらって。

○建築課長　まず、普通市営住宅というのは、これは公営住宅法に基づく市営住宅のことを指しております。先ほどもちょっと説明したんですけど、南野住宅につきましては国の補助が入っていない住宅ということで、公営住宅法に基づかない任意に設置された住宅ということで特別市営住宅というふうに区分して定義しておりました。それを今回廃止ということで1本になるということから、市営住宅というふうで整理させていただいたということでございます。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

○山委員　初日の本会議で説明がありましたけど、72ページ、73ページあたりの新旧対照表を見ておきますと、これは認知症の方だとか知的の障害を持たれた方への対応ということで、こういうことが新たに規定されたわけですが、改訂後はこれに従ってやればいいんですけども、現在も認知症というのはいろいろ社会問題になっていますし、そういう問題というのはあるのでしょうか。もしあるとしたら、どういう対応をされているのでしょうか。

○建築課長　今現在の入居者におきましては、障害を持った方とかはおるんですけども、特に認知症とかそういった形で意思疎通が図れないような入居者というのは、現在のところはいないです。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、これをもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第72号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、生活産業部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長 それでは、市民サービス課の補正予算について説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の154ページ、155ページ中段やや下をお願いいたします。

13款2項1目総務費国庫補助金、1節戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄、市民サービス課、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

議案書の168ページ、169ページ上段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。内容につきましては、説明欄の人件費等の減額及び住民基本台帳事業の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　では、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　169ページのところで今説明がありましたマイナンバーカードに旧姓併記をするシステム改修ということで、財源としては特定財源で100%国から来るわけですけれども、旧姓を併記するということになると、その人の旧姓がどうなのか、今の姓ではなく旧姓を併記したいという、そういう人に対して、改修してどういう手続でもってマイナンバーカードを発行していくのかなあと思いまして。発行のし直しということになるわけなんですか。ちょっとよくわからないので、説明してください。

○市民サービス課長　　一応し直しということは今のところ検討の中には、まだ制度そのものはできておりませんものですから、制度はこれからつくっていくということで、今の制度ができたときに切りかえられるような準備の今回まず費用ということで。

今の委員の質問でございますけれども、その場合、今考えられているのは、恐らく作り直しではなくて、マイナンバーカードを発行してみえる方についてはそこに書き足すという形になってくるかなと思います。新たに新規でつくられる方については、申し込まれた段階で入力をして出力してきて、マイナンバーカードがJ-L I Sからできてきたときには、その旧姓が載ってくるという形になるんですけれども、旧姓につきましてもルールがございまして、旧姓といいましても、必ず結婚して1回かわるとか、男性の場合もも

ちろん旧姓ということは考えられるわけなんですけれども、幾つも旧姓を持ってみえる方がある場合、生まれたときに最初に登録した旧姓、ないしは今の名前よりも直前のものというふうで今聞いております。

○野下委員　旧姓を併記するという形に、まだこれからという話なんでしょうけれども、これは希望を出すか、希望する人が、例えばそれは入れてくださいというときに、住民票も書いてあるんで、それはそういう本人の意思ですか、それとも入ってきちゃうということ、どっちですか。

○市民サービス課長　委員おっしゃられるとおりの希望ですね。あらかじめ例えば登録をしておいて、その名前が、さらに登録をしたからといって必ず出すという多分ルールではなくて、例えば記載事項を書くときに、チェック欄で旧姓要とかいうのが多分できてきまして、要とその人がチェックしたときに打ち出すという形になるのではないかなあと想定しております。ですから、登録してある人が住民票をとってしまおうと必ず出てくるというふうではないのではないかなあと考えております。自分の選択で、希望を選択という形になるのではないかなと考えております。

○掛布委員　聞いているうちにどんどん疑問が膨らんでくるんですけど、旧姓を併記する必要というのはあるんですかね。そもそもこんなことをする必要はあるのかなあということなんですけど。

例えば、職場で結婚して新しい姓にかわっているけれども、慣習で旧姓を通して使っているという場合は関係ないですよ。実際、マイナンバーカードでも旧姓で使わないといけない、そんな場面というのがあるのかどうかということなんですけど。

○市民サービス課長　国のほうは働きやすい環境、どちらかというと女性も勤めやすい環境というところを目指す中で、旧姓表記をしていくときによってキャリアの継続であったりとか、将来的にまだどこまで行くかわからないんですけど、例えば銀行の通帳なんかも、婚姻することによって新姓に今はかえなくちゃならないんですけど、そのまま会社でも旧姓を使い、振り込み先も、そこをつないでいくとか、あとキャリアを継続していくという意味で非常に有効ではないかということが考えられておると聞いております。

○古池委員　　今まで例えば銀行の通帳でも、結婚すればかえていたわけだね、強制的に。それはなくなっていくということ、それをなくしていてもいいということになってくるわけかな。

○市民サービス課長　　あくまでも想定の話でございまして、全部が全部載せるわけでもないですし、結婚されたら新しい通帳にかえても問題ないですし、当然、免許証なんかはかえなくちゃいかんと思っておりますもんですから、それはケース・バイ・ケースになってくるかもしれないですけども、そういったこともあくまで今の段階では考えられるということで御理解いただければありがたいです。

○山委員　　今の質疑、答弁を聞いていますと、主に女性の方が結婚に伴って姓をかえる場合が大半だと思うんですけども、その後のキャリア形成だとか社会生活を営む上での選択肢を広げていくという趣旨だと思うんですけども、実際にこういう形でやっていただけるのはいつからなんですか。どれぐらいの利用があるかも全く想定はできないんですか。

○市民サービス課長　　国のほうの表現を使いますと、平成30年以降速やかに実施するとしておりますけれども、まだ現段階ではいつからということは明記されておられません。

○委員長　　ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、続きまして環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長　　環境課が所管する補正予算について御説明をさせていただきます。

議案書の184ページ、185ページの上段をお願いいたします。

4款1項2目環境保全費、温暖化防止事業で6,000円の増額をお願いするものでございます。

その下の4款2項1目清掃費、人件費等で1,136万9,000円の減額と、その下の江南丹羽環境管理組合関係事業で1,565万1,000円の減額でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて商工観光課課について審査をします。

当局から説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長 商工観光課が所管いたします補正予算でございます。

議案書の186ページ、187ページをお願いいたします。

186ページ、187ページ最上段の5款1項1目労働費で、説明欄にございます就業相談等運営事業の減額補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、188ページ、189ページをお願いいたします。

188ページ、189ページ最上段の7款1項1目商工費で、説明欄にございます人件費等の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 それでは、農政課が所管します補正予算につきまして説明させていただきます。

議案書の186ページ、187ページをお願いいたします。

186ページ、187ページ中段の6款1項1目農業費で、説明欄にございます人件費等の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査をします。

当局から説明がありましたらお願いします。

- 土木課長 土木課の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の188ページ、189ページの下段をお願いいたします。

8款1項1目道路管理費でございます。

説明欄のほうをお願いいたします。

人件費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、190ページ、191ページの下段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。

右の説明欄をお願いいたします。

企画調整事務といたしまして増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 191ページのところに90万4,000円の増額ですけど、現在、土木課の中にいる治水のグループが新年度から下般若配水場の中にある下水道、水道じゃなくて下水道のところに移っていくということの、そのための経費という説明があったわけですけども、今は市役所の庁舎の中で、市の真ん中であって、何かというと、集中豪雨ですけども、出て行って現場に駆けつけたりいろいろしていただいているわけですけども、下般若配水場というのは北の果てにありまして、市の南部のほうまで行くのに結構時間がかかったり、機動力という点で場所的に、緊急性があるようなときもありますのでどうなのかなあという心配はあるんですけど、この点はどうでしょうか。

- 都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 この予算につきましては、ここに書いてあるとおり、企画調整事務の予算の御審議をお願いしておるわけでありまして、今の組織編成に対する質疑を土木課のほうで答弁する、こういう審議の内容ではないというふうに心得ておりますので、よろしくお願いします。

- 委員長 ほかにございますか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて建築課について審査をし

ます。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 建築課の所管いたします補正予算について御説明いたします。

議案書の188ページ、189ページの下段をお願いいたします。

8款1項2目建築指導費に人件費等633万3,000円の減額補正をお願いする
ものでございます。

はねていただきまして、192ページ、193ページの下段をお願いいたします。

8款5項1目住宅費に市営南野住宅取り壊し工事費386万7,000円の増額補
正をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料の8ページに位置図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山委員 192ページ、193ページの南野住宅の廃止に伴って取り壊しという

ことなんですけれども、これは本会議で説明がありましたかね、昭和32年に
建てられて木造の平家という形でしたけれども、率直に申し上げて高いんじ
ゃないかなと思うんですけど、どういうふうに見積もられているんですかね。
妥当ですか。

○建築課長 積算につきましては、まず3者の見積もりを行って、比較の上、
積算を行っております。

工事価格についてなんですけれども、今回、家屋を取り壊すんですけれど
も、その周りに樹木がかなり大量にあったりとか、あと堤防からの乗り入れ
がございまして、そののり面、これは国のほうにお返しせないかんのですけ
れども、こちらについてののり部分の整形とか、そういった工事も入ってお
りまして、若干高いというような印象は受けるかもしれませんが、適正に見
積もられておるということで考えております。

○山委員 今ちょっとお話を伺いますと、堤防に乗り入れる部分というのは
どういうことですかね。

○建築課長 南側のほうからの進入なんですけれども、接道というか道路に
接していないということで、堤防敷から堤防ののり面を乗り入れというか、

そこを舗装しまして住宅の玄関先まで接続するようなことをやっております、この部分は市営南野住宅の方が利用されておったんですけれども、その部分については、国のほうと協議したところ、現況に戻していただきたいということでありまして、その部分を通常の堤防ののり敷に整形するというようなことを行います。

○山委員　　そうするとその部分、今、答弁があった部分も含めての工事費ということと考えるわけですか。ただ建物を壊すということじゃなくて。

○建築課長　　建物の取り壊しと、あとそれに伴う外構もございまして、その辺も含めて、一度に解体工事費ということで積算しております。

○山委員　　そうすると、建物の本体の取り壊しが幾らで、それ以外の外構が幾らだとか、そういう見積もり、内訳というのは出ているんですか。全体で1本なんですか。

○建築課長　　一応、工事費の積算につきましては、それぞれの項目ごとに積算しております、ただそれにいろいろ処分費であったりとか、諸経費であったりとか、そういった経費がかかってきて一つの工事費という形になります。

参考に、項目ごとに解体にかかる部分と、先ほど申し上げたような樹木の伐採とか外構の撤去、この辺を分けて大体どれぐらいかなということ積算したんですけれども、経費等の案分関係がありますので正確にはあれなんです、概算で申し上げますと、大体本体のほうは220万円、外構等が160万円ということで積算されております。

○掛布委員　　今、お話を聞いていて、補正予算の参考資料の8ページの地図を見させてもらっているんですけど、私、現場を確認していないので、どの程度樹木が茂ってとか。今、堤防から進入用の道路をつけると言われたんですけど、堤防という言い方で、あれっ、どういう意味かなとわからないんですけど。要するに南側の道から南野住宅の敷地が下に下がっているという、そういう意味ですね。堤防というと、何か河川の堤防かと思ってしまったんですけど。

○建築課長　　一応旧の河川の堤防にはなるんですけども、委員おっしゃられるように、道路と敷地との高低差があるということで、その部分ののり面

の進入路でございます。

- 委員長　　高いような気がするが、何とか安うやっただけでください。
ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　続いて、まちづくり課について審査をします。
当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- まちづくり課長　　まちづくり課所管の一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。

156ページ、157ページをお願いいたします。

最下段の19款5項2目11節雑入に、水道事業会計人件費負担金として2万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

ページはねていただきまして、192ページ、193ページをお願いいたします。

上段の8款4項1目市街地整備費は、623万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれ右側説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、補正予算説明資料の7ページに位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。
質疑はありますか。

- 掛布委員　　布袋駅東の複合公共施設の物件調査委託料についてですけれども、委託料4件という、その4件というどういうことなのかもう一回確認させてほしいんですけれども、地権者が4人あるので4筆という意味なのか、物件が4件あるよという意味ですか。

- まちづくり課長　　今度は物件補償調査でございますので、7ページの位置図に掲げてあります点線で囲まれた建物の権利についての4件ということでございます。建物というか工作物ですね。

- 掛布委員　　そうすると、7ページの地図がちょっと紛らわしいんですけれ

ども、この4つに区切っているのは地権者ごとの、こういうふうに筆界が分かれているよという、そういうことじゃないんですね。この地図の意味は何なのかよくわからないんですけども。

○まちづくり課長 地権者と、例えば建物が建っている上物の権利とは異なっておりますので、そういった意味で、今回、補償調査ということで、4件の権利者ということで、補償についての着目で書かせていただいております。

○掛布委員 要するにこの地図は、物件4件についてかかわっている地権者が4人いらっしゃるって、その人の持っている土地はこの4カ所ですよという、そういうことなんですか。

○まちづくり課長 地権者というのは土地の所有者の権利ということですが、土地の所有者と建物の権利が違う場合がありますので、権利者ということで理解をしていただければいいと思います。

○掛布委員 それで、説明を聞いていたときに、物件4件というのは、要するに駐車場みたいになっているところのフェンスと、車どめと、照明灯と、あと建物、その4つ、4件ということなんですか。

○まちづくり課長 権利者ごとに4件ということで説明しております。1件は工場兼倉庫の建物と工作物で1件、物ごとに4件というわけではございません。権利者ごとに1件ずつ算出をしますので、4件という表示をしております。残り3件については、フェンスだとか、駐車場の車どめですとか、照明などと、そういったものが残りの3件でございます。

○掛布委員 今またわからなくなりました。権利者ごとに4件という。要するに権利者が4人かかわっていて、ある権利者については建物と何かであったりとか、ある権利者についてはフェンスとか照明灯であったりとか、そういう意味なんですか。

○まちづくり課長 そのとおりでございます。

○掛布委員 この7ページの説明資料を見ると、ひっかかる建物、今回の9,000平米に中にかかってくるであろう建物みたいのがあるところを見ると、もう既に布袋駅線であったりとか、東部280号線であったりとか、まだ実際に道はできていないんですけども、その拡張のための買収にかかわって、もう既に物件調査というのが県なり市のほうでやられていると思うんですけど

れども、それと重なっているということはないんですか。

○まちづくり課長　もともとの布袋駅線ですとか道路の事業もありますけれども、重複した部分はありません。この道路とかの補償対象にならないもの、例えばこの図でいいますと一番下の左側には道路にもかかっておりませんので、今まで物件調査もしたことはありませんので、その分を今回調査に上げるということでございます。

○掛布委員　素朴な疑問なんですけれども、まだ地権者の方の中には、事業を進めることについてはともかくとして、売るかどうかについては明確な同意がないということなんですけれども、にもかかわらず、今回、物件調査の予算を上げて物件調査していいものかどうかというのが疑問に思うんですけれども。

○まちづくり課長　今回お願いしております物件調査によって補償費を積算しますので、そういった土地の価格ですとか補償内容を御説明した上で、御同意をいただけるものと思っております。

○掛布委員　物件調査について、調査をするよということは地権者の同意を得られてやっているとは思いますが、本会議でもあったんですけど、当初の予定でいくと、この12月ないし年明けには、この事業全体の実施方針であったり要求水準書の案であったりとかを公表する計画ですよ。そういうテンポでやっていかないと最終的に間に合わないスケジュールになっているんですけど、その段階ではまだ土地を売る売らないというのは、借地になっちゃうのか市有地でいくのかということはやや曖昧でもいいというような話だったんですけど、すぐその後に実施方針を公表した後、普通だったら市民の意見を、それを公表して市民から意見を募集するというパブリックコメントみたいなのをやって、それで初めて地権者の方も、こういう内容なんだなというのがわかって、それで初めて同意できるのかどうかというふうにしていくと思うんですよ。

だから、今の段階で一生懸命、調査費はともかくとして、地権者同意を得る努力をするということ自体、この進め方自体がちょっと変ではないかと思うんですけど、地権者との交渉に当たる部署がまちづくり課では限界があるんじゃないかと。全体構想を持って行って、ただ価格がどうのこうのだけじ

ゃなくて、全体の構想ができ上がって初めて地権者との交渉もできると思うんですけれども、市民に実施方針を公開して、意見募集して、それをやるというもとに地権者との交渉をするという、そういうスケジュールで今進んでいるわけですか。

○まちづくり課長 複合公共施設につきましては、公共施設部分以外の部分についてはまだ決まっていないということなんですけれども、そういったことに意見をいただいている地権者の方もございます。ただ、事業用地を早く確保しないと、事業そのものの進捗に影響しますので、その辺を何とか御理解いただいて、地権者の合意を得ていきたいと思っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 では続いて、水道部下水道課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 下水道課の所管について御説明いたします。

議案書の194ページ、195ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、繰出金で304万3,000円の補正減をお願いするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時38分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第73号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の215ページをお願いいたします。

議案第73号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

はねていただきまして、216ページには第1表 歳入歳出予算補正、217ページから219ページには歳入歳出補正予算事項別明細書、総括を掲載しております。

歳入につきましては、220ページ、221ページ、5款1項1目一般会計繰入金でございます。

歳出につきましては、222ページ、223ページ上段の1款1項1目総務管理費、下段の2款1項1目下水道事業費でございます。

内容につきましては、説明欄の人件費等の補正でございます。

なお、224ページから227ページには給与明細書を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休 憩

午前10時53分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第74号 平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）**

○委員長 続いて、議案第74号 平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 議案書の229ページ、平成29年議案第74号 平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書230ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正につきまして230ページに、また歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては231ページから233ページに掲げております。

歳入につきましては、234ページ、235ページの上段に、3款1項1目1節一般会計繰入金を掲げております。

歳出につきましては、ページをはねていただきまして、236ページから237ページに、1款1項1目総務管理費を掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、238ページから243ページに給与費明細書を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願

たします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　237ページのところに、本庁舎に移ってくる予算が計上されているんですけど、先ほどもここで答えるところじゃないと言われたんですけども、本庁舎に移るということは、今の布袋南部の事務所は取り壊すということなんですね。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　今のところ、新年度、平成30年度の予算で取り壊しの予算を計上させていただき予定としております。

○掛布委員　余りいつもいつも詳しくないもんですから、取り壊した後は、あそこは何の用地はなるんでしょう。取り壊した後、駅前広場でしたっけ。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　今、委員御指摘のとおり、布袋駅の西側の駅前広場の予定地となっております。

○野下委員　ちょっと関連ですけど、本庁のほうに事務所が移るということで、区画整理の部分が移ってくるのがまずありますよね。あと鉄高関係というのは、あそこに一緒に入っていると思うんですけども、この事務所もこっちのほうに来ざるを得ないのかな。それはどういうふうですか。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　今現在、布袋の事務所にあります土地区画整理事業担当の職員と鉄道高架担当の職員が、あわせて本庁のほうに移動させていただきという予定をしております。

○野下委員　区画整理については、ある程度のめどが立ってきていると思うんですけども、鉄高はまだ継続しますよね。事務所がこっちへ移るということなんですけど、今は向こうに見えて、いろんな調整もされていらっしゃるんですけど、支障はないんですか、こっちのほうに見えて。鉄高関係、議題と違うかもわからんけど。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長　定例的に名鉄、愛知県、江南市で事業進捗に合わせての工程会議を進めておりますが、その工程会議に関しましては名鉄のほうの現地事務所で会議をしております。その後、担当者レベルで会議は事務所のほうでは行っておりますが、そういう会議は、今後、本庁のほうで会議室を予定するのか、引き続き名鉄の事務所のほうを

借りてやっていくかは今後協議をして、事業に支障のないような進め方をさせていただけたいと考えております。

○野下委員 鉄高に関しては若干おくれて完成が、今、1個立ち上がりましたが、今後、こういう事務所がこっちのほうに移転ということになる場合で遅くなるよとか、そういうことがないようにしてもらわないと、おくれおくれになると次のまた事業にもかかわってくると思うんで、この影響はないということできっかりと取り組んでいただきたきいと。これは要望になりますけれども、その点、よろしく願いをしたいと思います。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 今、御指摘いただきましたとおり、支障とならないように打ち合わせを重ねて進めていきたいと思えます。

○委員長 ほかにありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号 平成29年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第76号 平成29年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長　それでは、議案書の265ページをお願いいたします。

議案第76号　平成29年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、収益的支出の補正予定額、資本的支出補正予定額及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、266ページから279ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表を掲げております。

280ページ、281ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的支出につきましては1款1項1目原水及び浄水費から、はねていただきまして、282ページ、283ページ下段、5目総係費までを掲げております。

はねていただきまして、284ページ、285ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、1款1項1目事務費を掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと存じます。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時03分　休　憩

午前11時03分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長 では続きまして、行政視察報告書について議題といたします。

これは、去る10月11日から13日までに、大阪府高槻市、広島県府中市及び山口県防府市を行政視察していただいた報告書について、皆さんの御意見を委員会の所感として報告書に反映させたいと思います。

何か御意見ございませんか。

○掛布委員 簡単に一言では言うことができないので、それぞれの委員が文章で所感ということで提出して、それを委員長のほうでまとめていただいたらどうかと思いますが、どんなものでしょうか。

○委員長 どんなものでしょう。

○野下委員 今の案もあると思いますけど、もし何かそういう、ここをもうちょっと肉づけしたいとかあったら、個別的に委員長か副委員長のほうにお伝えするという形ではどうでしょうか。

○委員長 その形が私もいいと思いますので、そういう形で、御意見がございましたら、委員長・副委員長のほうに申し出ていただければと思います。

皆さんより出されました意見を委員会の所感として今定例会において議場配付いたしますので、よろしく申し上げます。

詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

慎重に審議していただきまして、ありがとうございます。

以上で、建設産業委員会を閉会いたします。

午前11時07分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 伊神克寿